

議案第 5 4 号

損害賠償額の決定及び和解について

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 3 1 年 3 月 2 5 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

1 事故発生年月日

平成 3 0 年 1 2 月 3 0 日

2 事故発生場所

南あわじ市阿万下町 3 7 1 番地 1 （阿万特設分団屯所敷地付近）

3 相手方、損害物件

別紙のとおり

4 和解条項

(1) 過失割合は甲（南あわじ市）1 0 0 %、乙（相手方）0 %とし、賠償額は別紙のとおりとする。

(2) 市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、なんら債権・債務を有しない。

(3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

5 事故の原因

阿万特設分団屯所敷地内において、同分団の消防団員が年末警戒中に、消防車両を駐車する際、サイドブレーキの引上げが緩く、敷地が下り坂になっていたため、車両が後退して自動販売機 1 台に衝突し、損傷を与えた。

別紙

相手方	相手方の損害物件	賠償額
	自動販売機	158,660円

議案第 5 5 号

損害賠償額の決定及び和解について

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 3 1 年 3 月 2 5 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

1 事故発生年月日

平成 3 0 年 1 2 月 3 0 日

2 事故発生場所

南あわじ市阿万下町 3 7 1 番地 1 （阿万特設分団屯所敷地付近）

3 相手方、損害物件

別紙のとおり

4 和解条項

(1) 過失割合は甲（南あわじ市）1 0 0 %、乙（相手方）0 %とし、賠償額は別紙のとおりとする。

(2) 市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、なんら債権・債務を有しない。

(3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

5 事故の原因

阿万特設分団屯所敷地内において、同分団の消防団員が年末警戒中に、消防車両を駐車する際、サイドブレーキの引上げが緩く、敷地が下り坂になっていたため、車両が後退して自動販売機 1 台に衝突し、損傷を与えた。

別紙

相手方	相手方の損害物件	賠償額
	営業補償	42,455円